

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 5月度)

- 1 日 時 令和5年5月1日(月)  
開会：午後3時00分  
閉会：午後4時07分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 13名  
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美  
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣  
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男  
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭  
14番 岩上 茂
- 4 欠席委員 2名  
1番 山下 裕 15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 その他 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
- 7 職務のため出席した事務局等職員 5名  
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
事務員 川田 安広  
市長部局から  
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

## 8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度5月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を吉田委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件  
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件  
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について  
であります。

□議長 (会長) 本日は、山下裕委員、松原委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下茂昭委員、中葉委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理機構分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局へ届出をして、変更登記することになります。

なお、令和5年4月1日から許可基準に2つの変更点がございます。

まず初めに、5反要件の廃止です。担い手だけでなく、経営規模の大小に関係なく、意欲をもって農業に新規参入される方が農地利用できるように、面積要件が廃止されました。

次に、今年度から2か年の間で、各支所を単位として地域計画を策定するわけですが、策定後は、その計画の実現に支障が生ずる場合は許可することができないことになっています。例えば、中心経営体として挙がっていないと譲受人になれないとか、地域計画ではその土地は計画に挙がっている中心経営体に集積することになっているなどです。今はまだ大丈夫ですが、いずれ大事な基準になってまいります。

今回の申請件数は1件です。

申請農地は、氷見市\*\*——番で、申請面積は——m<sup>2</sup>、登記地目は、畑です。

譲渡人 富山市\*\*——番地（氏名\*\*）から

譲受人 氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、——m<sup>2</sup>で、今回の申請農地——m<sup>2</sup>を取得すると、合計——m<sup>2</sup>となります。

譲受人は、年間200日程度、農作業に従事しております。申請農地は畑として利用されている状況で、この度、譲渡人から管理ができないため、隣接地所有者である譲受人へ買取を依頼し、話がまとまったものです。

以上ですが、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件2件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、2件ともに第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地(氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は宅地として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

(\*\*委員) 先般\*\*月\*\*日、私と地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、番号1については、隣接地との境界が確定されており、現地調査の時点では境界がはっきりとしていなかった番号2については、後日、\*\*月\*\*日に申請代理人から境界線を引いた状態の写真が提出され、確認が取れました。また、2件ともに用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を始める前に、事業者及び市担当課の入場を認めます。

……………事業者及び市担当課が入場……………

□議長（会長） 着席ください。では、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課(事務局併任職員)より説明)

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地

以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回の案件は4月度総会にて継続審議となりました案件1件です。

それでは、番号1について、4月度総会で各委員さんよりいただいた質問等に関しまして、事業者より説明をしていただきたいと思います。

(事業者) (地元住民への説明内容について)

去る\*\*月\*\*日に——公民館にて弊社の太陽光発電施設設置計画について地元説明会を開催し、当日は——、——の両地区の住民——名のご出席をいただき、計画の概要や今後のスケジュール、さらに、雨量流出量の増加が予想される場合は調整池の必要性を判断していくことや、今回の事業が環境アセスメントの対象外であること、開発行為許可申請は太陽光発電設備が建築物や特定工作物に該当しないことから不要であることを説明させていただいた後、出席者からご質問をいただきました。主な内容としては、太陽光パネルが破損した場合の対応や、太陽光パネルの高速道路への影響、太陽光パネルの耐震性などの質問が出されましたが、それぞれ専門的な内容であったため、今後、詳細な内容を検討し、しっかり対応していくことで、概ね出席者のご理解をいただくことができたと思っております。

(事務局) また、農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

(\*\*委員) この地域の一部が浸水想定区域に入っているが、太陽光発電施設設置に当たり、水害対策は大丈夫なのか。

(事業者) 太陽光発電施設を設計した段階で、雨量の流出量を計算し、適切な対策を講じていきたいと考えております。

(\*\*委員) 昨年12月に開催した農地委員会において、委員の半数近くが市担当課から太陽光発電施設設置計画について概要説明を受けたが、先月の総会では説明を聞いていない委員もあり、事業者や市担当課からの説明を聞かないとこれ以上審議が進まないのではないかと意見があり、今回、事業者より説明をしていただく運びとなったと思うが、本来の農業委員会の行う業務は、農振除外について承認するのか、承認しないのか判断することであり、これまで質疑応答のあった水害対策については、事業者と地元との間の個別的な問題であり、農業委員会で議論することではないのではないか。

(\*\*委員) これまでも太陽光発電施設設置に係る農振除外については承認してきた実績もあることから、事業者はこの計画を進めるに当たり、地元住民の不安を取り払うよう今後、地元としっかりと話し合いをしていくようお願いしたい。

(\*\*委員) さきほどから話を伺っていたが、水害等の問題については、農業委員会で議論することではなく、事業者と地元との間で協議すればよいことではないのか。

そこで、事務局へ確認するが、今回の案件は農振除外の要件を満たしているのか。

(事務局) 農振法上、問題のない案件です。

(\*\*委員) それならば、農業委員会が本来行うべき農振除外について承認するのか、承認しないのか審議を進めればよいのではないのか。

□議長(会長) それでは、一部の委員から異議が出ておりますが、多数決により承認の可否を決定いたします。承認に賛成の方は、挙手をお願いします。出席委員の多数の賛成がありますので、第4号議題 氷見農業振興地域整



備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、その旨、氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で本日の議題は、終了しました。

次に、その他の協議案件として、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価につきまして、ご説明いたします。

最適化活動の実施状況については、委員の皆様方から毎月ご提出いただいている農業委員会活動記録簿を基に作成しており、成果目標の達成状況については、農林畜産課の資料を基に作成しております。

また、自己の点検・評価並びに農業委員会による点検・評価については、委員の皆様方の負担軽減を図るため、富山県より記載例が示されており、選択肢から選ぶことになっております。

以上のことを踏まえ、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、今回、委員の皆様方に通知するものであります。

なお、委員の皆様方の個々の最適化活動の点検・評価の結果については公表されず、推進委員等の点検・評価結果について人数のみ公表されることになっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価につきまして、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会5月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月1日

議 長

---

署名委員

---

署名委員